

●●●●

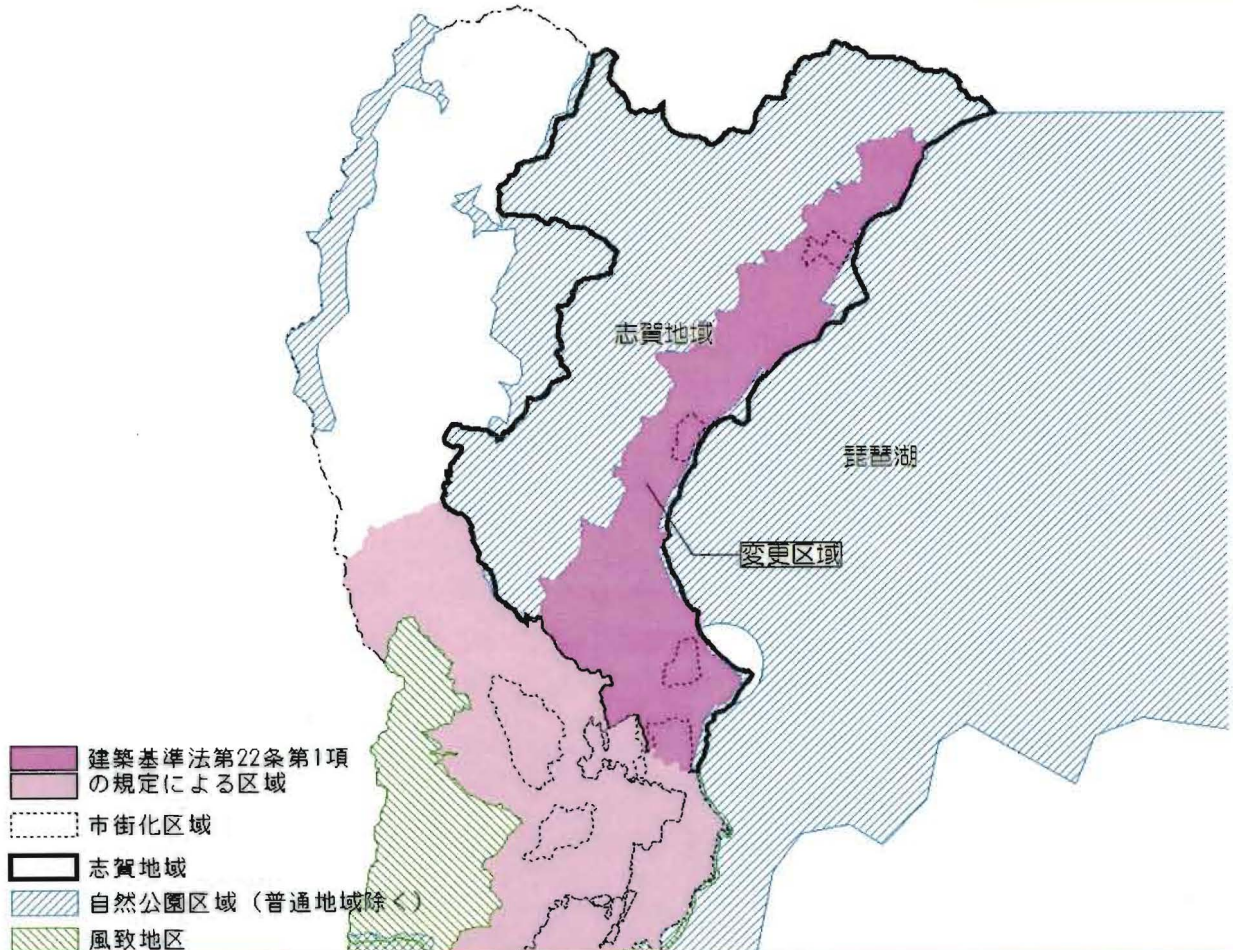
志賀地域の建築規制を平成23年7月1日に変更する予定です

# 建築基準法第22条区域

## (火災の類焼を防止する区域)の指定

現基準	志賀地域を除く大津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域全域</li> <li>市街化調整区域のうち、次の地区、区域を除く区域 自然公園区域（普通地域以外）、風致地区</li> </ul>
	志賀地域	適用なし
↓ 変更 ↓		
新基準	大津市全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域全域</li> <li>市街化調整区域のうち、次の地区、区域を除く区域 自然公園区域（普通地域以外）、風致地区</li> </ul>

### 建築基準法第22条区域（火災の類焼を防止する区域）を指定した区域



志賀地域の建築規制を平成23年7月1日に変更する予定です

## 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域等)の建築形態規制

現基準

都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域等)		容積率	前面道路 による容 積率	建ぺい率	隣地 斜線 勾配	道路 斜線 勾配
大津市(志賀地域を除く)		200%	幅員× 4/10	60%	20m +1.25	1.5
志賀 地域	和邇春日1丁目~ 3丁目以外の区域	200%	幅員× 6/10	70%		
	和邇春日 1丁目~3丁目	100%	幅員× 4/10	60%		

変更

新基準

都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域等)		容積率	前面道路 による容 積率	建ぺい率	隣地 斜線 勾配	道路 斜線 勾配
大津市(和邇春日1丁目~3 丁目以外の区域)		200%	幅員× 4/10	60%	20m +1.25	1.5
和邇春日 1丁目~3丁目		100%	幅員× 4/10	60%		

※和邇春日1丁目~3丁目の見直しはありません。

### 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域(市街化調整区域等)の建ぺい率、容積率の変更

